

福岡県ダンススポーツ連盟

会長 塚本 徹 様

お礼状

謹啓

時下益々ご清祥のことと拝察申し上げます

さてこのたびは熊本地震による被災からの復興のために募金にご協力いただき誠にありがとうございます

今回の地震は県民がこれまで経験したことのない未曾有の災害でございましたが心温まるご支援や激励を賜り心から感謝申しあげる次第でございます

本会といたしましては今回のご寄付をご芳情に沿うように活用いたす所存でございます

ここに略儀ながら書中をもってお礼申し上げます

敬具

平成二十八年十一月三十日

社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会

会長 良永 彌太郎



領収書（寄附金受領証明書）

〒811-2405
住所 福岡県糟屋郡篠栗町篠栗4657-3
氏名 福岡県ダンススポーツ連盟
会長 塚本 徹 様

¥ 57,432-

本会が行う社会福祉事業のための寄附金として、上記の金額を領収（受領）いたしました。

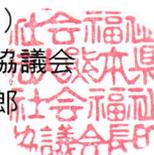
平成 28年 11月 14日

熊本市中央区南千反畑町3番7号

（熊本県総合福祉センター内）

社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会

会長 良永 彌太郎



- 法人税法第37条第4項該当
- 所得税法第78条第2項第3号該当
- この寄附金を寄附金税額控除の控除対象寄附金として条例で指定している地方団体に本書発行年の翌年1月1日現在お住まいの方は、お住まいの市町村へ（所得税の寄附金控除の適用を受けるために確定申告書を提出される方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。

（注1）所得税の寄附金控除及び住民税の寄附金税額控除の双方の適用を受けようとする場合は、所得税の確定申告が必要です。確定申告書に本証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

（注2）所得税の確定申告書を提出しない給与所得者又は年金所得者で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、「市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書」に必要事項を記入のうえ、寄附金を支払った年の翌年1月1日現在お住まいの市町村へ提出してください。